

經濟叢論 每月一日發行
 第四十八卷第五號 昭和十四年五月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第十四卷(第五號)
 昭和十四年五月

(禁轉載)

論叢

貨幣の非中立性……………文學博士 高田保馬
 日本の經濟力……………經濟學博士 柴田敬

時論

支那法幣の前途と中南支貿易……………經濟學博士 木村増太郎

研究

啓蒙時代に於ける支那研究とその現代的意義……………經濟學士 島恭彦
 農山漁村民の所得と租稅負擔……………經濟學士 田杉競
 ウェーバーの初期の研究……………經濟學士 出口勇藏
 ウィンケルに於ける貨幣論の構想とその發展……………經濟學士 服部新一

說苑

十四、五世紀に於けるイタリヤの簿記法……………經濟學士 岡本愛次
 統計的集團に於ける形式的同種性……………經濟學士 有田正三
 幕末上海貿易の一史料……………經濟學博士 本庄榮治郎

附錄

彙報
 外國雜誌論題

時論

支那法幣の前途と中南支貿易

木村 増太郎

目次

- 一 現段階に於ける法幣の實態
- 二 法幣打倒論の檢討
- 三 法幣逆用の意見と日本經濟に於ける貿易の地位
- 四 法幣逆用策と中南支貿易
- 五 結語

一 現段階に於ける法幣の實態

事變發生以來、わが國論壇の一部に於ては、支那法幣の基礎を極度に脆弱視し、それはまさに半歳を出でずして崩壊するであらうとの觀測を下した。その後、昨年五月の徐州に於ける記録的大殲滅戰を契機として、國民政府必死の對策と香上銀行を首めとする英系銀行の操作にも拘らず、法幣爲替の急落を見るや、再びその崩壊は單に時日の問題として論斷せられたのである。しかるに法幣は、昨年八月二日對英七片八分の七の最低相場を示した外、英支の工作效を奏して今日まで八片の大關門を堅持し續け、容易に紋上の如き希望的觀察の實現せられざる實情に接しては、ここに一轉して法幣を打倒すべしとの議論が國內各方面の指導的意見たるが如く形成せらるるに至つたやうにおもはれる。

抑も當初輕々に法幣の脆弱性を誤認したのは、一九三五年の幣制改革當時、その前途に對し、支那の財政經濟の保有せる實力を究め得ず、また實現はみなかつたが、英國がクレヂットの供與を敢てしてまでこの新制度の擁護にあたらんとした事實を無視して、極端な悲觀論に駛つた事例と等しく、要するに、法幣の基礎となつた在外正貨が事變の前後を通じて、豫想以上に集積せられたことに對する認識の不足と、素材價值にもとづいて流通せる銀が國有に歸し、民衆の貨幣的富が法幣のみを以て表現せらるることとなり、ひいてその管理權を掌握せる蔭政權と民衆との苟合となり、進んで現在に於ては、法幣そのものに對する民衆の信賴が確乎たる事實となり來つた經路を忘れたこと、および一面に於ては、地方財政に依據せる支那中央財政の特異性、經濟組織の無組織の實態等に對する無理解、即ち戰火の擴大に伴ひ支那に於てはインフレーションの發生不可避なりとする推論の致さしむるところであつたのである。かくして法幣の現實に對する錯覺が如上の見解を下したのであつて、本來法幣はしかく基礎の薄弱なものではなかつたのである。

法幣が戰敗國の通貨であるに拘らず、依然として今日その流通價值を維持しつゝある根因は、先づ第一にその對外價值を維持する基礎となつて來た爲替資金の豫想外に豊富であつたことに求められる。事變二ヶ月前孔祥熙が倫敦に於て發表せるところによれば、當時支那は紐育に一億二千萬金弗、倫敦に二千五百萬磅、合計支那圓換算八億三千五百萬圓の在外正貨を保有してゐた上に、爾後さらに多額の金銀が現送補充せられ來つたことが想見せられるのである。即ち、事變發生以來本年二月迄の支那の海關統計に表はれてゐる金銀の輸出額のみについてみても、四億八千萬圓の多きにおよんでをり、その上さらに在外正貨の補充に充てられたと想像される各種のもの

のについて觀ても、例へば國民政府の手によつて直接海外に輸出された桐油、タングステン、モリブデン、アンチモニー、錫、鉛等の如き物資の賣却資金にしても、また同政府が窃かに海外に搬出賣却した夥しき古美術品によつて獲た資金にしても、相當多額に達したものとおもはれる。加ふるに、昨年五月、鹽稅收入を擔保として、主として米國および南洋在住華僑をして應募せしむべく海外にて發行した「民國二十七年金貨公債」五億六千三百萬圓の如きも、幾許が消化されたかは審らかにするを得ないが、しかし賣れただけは爲替資金の補充に充てられたものとみざるを得ない。

かくして國民政府は、これまで莫大なる爲替資金を利用し得たのであるが、しかも事變以來商品貿易に於ける輸入が極度に抑制せられてゐるため、抗戰二年の入超額合計は戰前一ヶ年分のそれにも足らず、支那としては見んとして見るを得ざる均衡貿易であつたから、したがつて敝上の巨額の爲替資金は主として軍需品の購入費に充當し得たものと想見し得るのである。

法幣によつて表示せられる在支權益の擁護に苦慮しつゝある英國政府は、本年三月、遂に在支英國銀行と支那の政府銀行との間に一千萬磅の法幣安定資金を設定する協定を結ぶに至つた。法幣安定資金を法幣擁護即援蔣とのみ一圖に斷定すべきや否やは暫く措き、これによつて法幣の地位が一段と強化せられたことは蔽ふべくもない事實である。

また法幣を對內的に觀れば、國民政府はその増發を極度に抑制し、幣制改革當年たる一九三五年末と三六年年末との比較増五億六千八百萬圓、三六年年末と三七年末との増三億七千九百萬圓にも拘らず、三七年末と昨年六月末

との比較増は僅々八千七百九十萬圓に過ぎず、その後の發表は中止のため不明としても、準法幣たる中國通商、浙江興業、四明商業儲蓄、中國農工、中國實業、中國墾業および四行準備局の民間七銀行券推定發行高八千萬元を加へても、なほ且つ十九億には達しないと觀られ、何等インフレーションの徴を示してゐない。

元來、支那の國民生活は本質的に國際貿易に依存する程度が低いのであるが、殊に事變以來蔣政權治下の民衆は極度の自給自足經濟を強要されてをり、したがつたとへ漸減しつゝある在外正貨が全く枯渴し、英國の支援が熄み、法幣の對外價值が崩壊してその對外的購買力が零に歸したとしても、支那の國民生活には何等直接の致命的打撃を與ふるものではない。殊に民衆の法幣に對する信頼の度は極めて強大であり、一例を北支五省にとつてみても、事變前同地方に流通してゐた三億乃至四億の法幣中、中國聯合準備銀行券によつて今日までに回收されたものが比較的小額に過ぎないといはれてゐるに徴しても瞭らかであつて、法幣の對外價值崩壊は以て直ちにその對内價值崩壊とは觀られ得ないのである。

いひかへれば、法幣は英支合作にもとづく生誕ではあるが、それに代つて民衆の絶對排他的支援を享くべき通貨の存在せざる今日となつては、已に一種の民族通貨とも稱すべき實體を有してゐるものと觀ざるを得ないのである。

二 法幣打倒論の檢討

法幣の現段階に於ける地位は右の如く、決して容易に崩壊するであらうとの豫想を與ふるものではない。しか

しそれにしても、蔣政權の唯一の有力なる經濟的抗戰力を形成してゐるものが法幣であることは、否むべからざる事實である。蔣政權掃蕩が事變の一大目標である限り、出來得べくんば法幣も亦た打倒するを得策とする。即ち法幣の強靱性を確認し、その民族通貨たるを諒察することは、決して法幣擁護の主張と同一ではないのである。兩者は判然たる區別を以て論ぜられねばならぬ。

若し民衆の經濟力を收奪することなくして法幣を打倒し得る方策があれば、蔣政權壊滅の有力なる手段たるに相違ない。幣制改革が行はれて後法幣が豫想外に迅速に國內に流通普及せられたことが、寧ろ今次事變を勃發せしめた基底的根據をなしたともいひ得るのであつて、これにより、一面、法幣といふ不換紙幣を通じて蔣と民衆の緊密なる紐帶が発生し、他面、従前支那の流通市場を支配し來つた銀を國有の名義の下に政府の手に集中して海外に送り、かくして法幣をして管理通貨としての機能を發揮せしむると同時に、その妙からぬ在外爲替資金を以て莫大なる軍需品の輸入をなし得たのである。ゆゑに見様によつては、幣制改革が成功してゐなかつたならば蔣介石の抗日戰準備は内外物心兩面にわたつて完成せず、ひいて事變は彼の恣意によつて惹起せしめられることがなかつたともいひ得られる。また假りに勃發したとしても、かくも大規模な戰爭状態にまで擴大されることはなかつたであらう。法幣はかくして抗日戰を準備し、長期戰を可能ならしめた有力な要因であつた。

したがつて法幣を打倒し得るに於ては、蔣政權を覆滅せしめ得る最も有效なる經濟的手段たるや疑を容れない。法幣打倒すべしの主張が、法幣の脆弱性の觀測が霽消して以後熾んに唱へられ來つたことは、かくして全く合目的であつた。しかし世上幾多の打倒論が提唱せられたが、それはすべて抽象的か或は飛躍的であつて、具體的、

階段的にいかなる手段方法を以て打倒すべきかを明確に示されたものは不幸にして見當らない。しかも今事變は道義性を高調し、民衆を敵とせざる理想を掲げての特異なる本質を有する。法幣を打倒し得べき直截簡明なる方策が発見されず、殊に民衆の經濟生活を破壊することなくして法幣を打倒する方法が闡明せられない限り、右の事變の本質に徴しても、民衆が絶大の信頼を有し、彼等の經濟生活の唯一の手段でありその財産を代表せる法幣といふ通貨を利用することは、残されたる唯一の採るべき政策とならざるを得ないであらう。殊に法幣を逆用することによつて漸次その打倒を促進し得る方策があるとすれば、次善の良策たるを失はない。

本來、民生を害はずしてその主宰者の政權を覆滅せしむることは、通例たとへ不可能にあらずとするも、極度の難事である。この二面性のうちにあつて、法幣利用を一方的に觀察し、恰もそれを敵に糧を送るかの如く反對する論者も多い。しかしながら、現在皇軍が現地調辦を行ふに當り、法幣を以て物資購入の具たらしめざるを得ない場合の決して尠くない事實を否定することは出来ない。況んや一面の觀察によれば、昨年三月中國聯合準備銀行の設立以來、北支通貨工作は漸次進捗しつゝあるとはいへ、地方によつては今なほ聯銀券と法幣とを僅か四割の打歩で兌換してゐるのであつて、當初は等價でさへ兌換したのである。金圓對聯銀券、聯銀券對法幣の關係を通じて、瞭らかに圓を以て法幣の價值を擁護せる結果となつてゐるのである。已に昨年六月以降法幣の對外價值が六割の下落となつてゐるに拘らず、今日なほ四割の打歩で兌換してゐることは、法幣の流通價值を掩護しつゝあると異らぬ状態を呈してゐるとみても差支ない。

戰時中とはいへ、他の場合とは異り、道義が主流をなし、しかも第四期戦に入つて一面膺懲の戦闘工作、他面

建設の經濟工作併進時代に轉入せる今日である。而してそれ等の工作の目指すところは東亞新秩序の建設であり、ひいて民心獲得戰が事變の中樞的要件として強く表面に浮び上つてゐるのである。飽くまで民衆を敵とせず、進んで彼等を新秩序の下に抱擁せんとする聖戰の意義と本質とに鑑みるならば、民衆唯一の通貨たる法幣を利用することは、それが法幣擁護そのことを目的せず、終局の打倒への進一步である限り、また打倒後の新通貨政策への第一次工作である限り、決して無下に否定すべきものではなく、寧ろ絶對的の支持を與へらるべきものと斷せざるを得ないのである。

三 法幣逆用の意見と日本經濟に於ける貿易の地位

しからは現情勢下に於ける右様の法幣逆用策とは何であらうか。法幣の對外價值が今次の英支協定によつて、從來の香上銀行のみの市場操作による以上に有効に保たれ、且つ同銀行の今後の操作に英國政府の鮮明なる背後支持が與へられて、一層強韌性を加へた今日に於ては、支那の新政權をして法幣を以て徵收蓄積せらるゝ關・鹽・統三大租税その他の收入を、成るべく外貨に換へて蓄積せしめると同時に、新政權の手によつて輸出し得る支那物資の第三國輸出を促進せしむる政策を講じ、これ亦た能ふ限り外貨の蓄積に役立たしむることとし、これ等の外貨を將來の新通貨制度の爲替資金となすことが一面の方策である。他の一は、最近問題となり來つたわが國の對中南支貿易に於ける輸出の決濟方法である。しかしこゝでは専ら後者について、最近民間から政府當局に要望し、或はそれに對する各方面の反響等を基本として、檢討論策を進めてみたいとおもふ。

本年二月中旬、日本貿易振興協議會その他より、いはゆる圓ブロック輸出制限問題および、それと當然密接なる關聯にある中南支の法幣問題に關し、貿易問題に於ては主としてリンク制、バーター制、ボーナス制等により第三國品の支那市場進出歩調の防止、難民の宣撫救恤、輸出制限による國內中小工業の打撃緩和その他を目的として現行輸出制限緩和の要望を掲げ、法幣問題に關しては、主として貿易上の觀點より、現状の認識にもとづく將來への對策として、過渡的には法幣を貿易上の決済用具として利用するを可とする旨を述べた意見書が發表せられた。

もとより、法幣問題に關しては、その政治的、外交的、經濟的な國際關聯性のため、判然たる辭句を以て公表せられ難い點多く、昨年末以來活潑に論議せられた中南支法幣對策の諸論に於ても、その發表意見は必らずしもすべてを闡明してなされたものではなかつた。同様に、右民間團體の意見にしても、公表せられたところは比較的簡單であつて、ために諸方面のこれに對する批判は、多少ともその眞に意圖せるところを謬り傳へたことにもとづくものが決して尠くなかつたのである。

先づ左に民間團體の意見中、中南支法幣に關して發表せられたる限りを掲げて、次におよびたいとおもふ。
日本商工會議所の意見

根本對策

東亞協同體制の中樞的連環として日滿支三國を通ずる完全なる圓ブロックの確立を期するを目標とするも、其の過渡的段階に在りては滿洲、北支、蒙疆、中南支等に付てそれ／＼事態の進展に適應せる對策を講じ、逐次其の完成を促進すること

過渡的對策

中南支通貨と日本の對中南支貿易

新通貨政策の確立せざる間は、輸出禁止又は制限商品の中南支向輸出は特に法幣を通じて外貨獲得の途ある場合、其の自由輸出を認むること

北支、中南支相互間の貿易

兩地域を區別して取扱ふ必要上、中南支方面の新通貨政策の確立迄は、之等兩地域間の貿易に付ても適當なる管理方を實施せしむること

日本貿易振興協議會の意見

滿洲國、蒙疆、北支及び中南支一帯に對する本邦よりの輸出は特定條件の下に第三國に對する以上の輸出制限を受けざるは當を得ないことであつて、これが爲め一方、日支事變發生の根本原因の一ともいふべき該方面向本邦品の輸出障礙が十分に除去せらるゝに至らず、實際上圓ブロックといふも滿洲國、蒙疆、北支及び中南支の各方面は其の間、政治、外交、經濟上の事情より視て、各自異なるものがあるので、其の取扱ひも自ら異なるを得ないのである。滿洲國に於ては既に完全に邦圓にリンクせる滿洲國中央銀行の紙幣流通し、次に蒙疆及び北支地方に於ては、蒙疆中央銀行及び中國聯合準備銀行の紙幣漸次流通を増加しをるから、此基礎條件の下に諸種の貿易方策を講ずべく、此と異り中支方面に於ける貿易決済用の通貨としては依然法幣が使用せらるゝが故に、中南支方面に對する本邦よりの輸出につきては、一應外貨により決済をなし得べき方法を速に實施することは、本邦の貿易振興上最も得策なりと考へられる。尤も將來同地方に對する通貨制度の問題は別途考究を重ねべき重要問題であると思ふ

いふまでもなく、今次の事變が道義に立脚し、日滿支を通ずる三國互助連環の新秩序を建設せんとするものであり、その新秩序の一有力部面として日本商品の豊富なる使用を滿支にも光被せしめ、滿支の包有せる資源の開發利用を日本に優先せしめ、相俱に經濟の鞏固なる礎石を構築して、最近極度に變態化する國際經濟の動向に對應することが忘却すべからざる本義であるに徴すれば、昨年六月以降のわが國に於ける第三國輸出振興、國際收

支適合、爲替水準維持のためにする圓ブロック輸出制限政策は、それが主として支那を制限の對象とせるによつて、全く事變の本質的要因に逆行せるものであつた。

平時に於てさへ貿易に依存すること極めて大きく、單に國民の日常生活を維持するにさへ多額の輸入を不可避とせるわが國に於ては、戰時に於てそれが一段と高揚せらるゝことを防ぎ得るものでない。海外依存性の大なる日本經濟が、海外依存を脱却して或る程度のアウタルキーに入り得るのは、一に全く事變をして有終の美を濟さしめ得た隙のことに屬するのであつて、しかもその時の來ることは決して近き將來とはおもはれない。しかるに右の如くして多額の物資の輸入を已むなくせらるゝに於ては、國際收支の適合、爲替水準の維持を浚却せざる限り、何等かの貌に於て當然その對價たる外貨を準備せねばならぬ。それには商品輸出貿易超過、貿易外受取超過産金獎勵に伴ふ金現送クレジットおよび外債の獲得等が考へられるが、クレジットおよび外債の如きは當初より問題とならず、産金額にも高からざる限度があり、貿易外受取は海運關係收入を首めとして激減せざるを得ない状態におかれてゐる。かくて商品輸出貿易の増進が輸入力創設の先頭に立たねばならぬ心然性にある。

しかるに戰時下に於ては、輸出産業はやゝもすれば第一にその生産力の維持補充を不可能ならしめらるゝのみか、寧ろそれを時局産業への補充のために收奪せられ、第二にかくして減縮せしめられた部分の輸入による補足の途を狭められ、第三にはさらにその劣弱化する生産力を以て積極的に輸出の振興につとめ、以て軍需並に軍需生産力擴充資材の輸入能力造出を圖るべき義務を負はされる。したがつて輸出超過を來して貿易上から餘剰の外貨を準備することは殆んど不可能に近いこととなる。

かくして、外貨の獲得が切實なる要望であればあるほど、當面外貨の入手とならぬ輸出は制限せねばならない。昨年來の支那向輸出制限はこゝに於て一應の根據が認められるのである。

しかしそれにしても、支那向輸出はそのすべてが外貨の獲得とはならぬであらうか。或は外貨を獲得する途があつても、それがわが國の第三國拂原料代をカヴァー出來ず、乃至それによつて第三國の邦品市場攪亂となる場合が多くなることであらうか。若し對支貨幣工作の現段階に徴して、その途が残されてあり、しかもそれによる敍上の副作用を伴はぬものとすれば、元來が事變の本義に反せる輸出制限は、その範圍内に於て解除して差支ないのみか、當然しかすべき問題といはねばならぬ。法幣逆用の論據の妥當性は、法幣そのものに對する認識からのみならず、こゝにも亦た求められるのである。たゞしかし、それには多くの反對意見が流布せられ、提案の眞義を誤ること甚だしきものがあるに徴し、次にその妥當なるゆゑを列舉してみやう。

四 法幣逆用策と中南支貿易

こゝでは煩雜を避けて、法幣逆用論に對する批判を舉示して、それに對する意見を述べてみたい。

(一) 法幣逆用論の背後には意識せると否とに拘らず、そこに「中南支拋棄」の意圖が伏在するといふのである。

法幣をあくまでも蔣介石政權と同一體と見、それを利用するが如きは測り知り難き碧血と國幣との犠牲を無に歸せしむる行爲となすのであるが、法幣がたとへ右の如き性質のものであつても、その逆用は終局に於て法幣を崩壊せしむる方途であることを看過せるものである。況んやその所論は政治的に觀て、往々經濟ブロックと圓ブ

ブロックとの概念の混淆に出發せる場合が多いのである。即ち、前者はその確立が儼として一貫せるわが國策であるに對し、後者は前者の確立のための一手段であり、單にそのうちの通貨問題たるに止まる。

もとより經濟ブロックの理想としては、貨幣同盟にまで進むべきであり、しかもその中心は同一の貨幣單位たることを希望されるが、今直ちにこれを實現せしむることは、法幣打倒論が抽象論に終始してゐるに徴しても、至難なことは瞭らかであるのみならず、必らずしも同一單位にまで進まなくては經濟ブロックが完成され得ぬと斷すべきものではない。英帝國經濟ブロックが磅を以て統一せられざるにあらす、各自治領および植民地の独自の通貨が單に磅貨と聯繫を保つに過ぎない如く、日滿支經濟ブロック内の通貨がすべて金圓にリンクし、しかもそれ等が等價リンクたることは必らずしも絶對的の要件ではないのである。

(二) 法幣を利用するに於ては法幣の價值は上り、圓札のそれは低落するといふのである。

一應の根據は認められるが、しかし法幣の利用は法幣を仲介とするに過ぎず、買つて賣るのであつて、目標は外貨の獲得にある。したがつて法幣を利用することは、法幣の對外爲替相場の昂騰を必らずしも賣らすものではない。

加ふるに、圓札の低落といつても、それは寧ろ邦品の輸出制限のため、上海市中浮動の圓札回收方法のない現在に於てこそ甚だしいのであつて、制限緩和の場合には當然是正せらるべきものである。その場合に於ても、上海市中に殘存浮動せる圓札は矢張り幾分低位にあるであらうが、しかしそれとても直ちにわが金圓の爲替水準の下落を意味するものとは限らない。況んや上海に於ける圓預金は相當多額に上るとはいへ、市中に浮動せる圓札の

數額は決して大でないとともに、本來それは日本國內の金圓券とは別個の特殊紙幣と見るべきものである。しかもその多額ならざる浮動圓札は漸次内地に還流しつゝある上に、制限緩和の際には、さらに強く内地歸還への拍車をかけられるであらうことは容易に想見せられ得るところである。

(三) 圓札が低落すれば軍票も低落し、軍票經濟に支障を與ふるといふ。

軍票の發行せられた理由は、これを屬地通貨とし、軍の現地調辨の具たらしむるとともに、金圓券の現地に於ける使用に由る爲替水準の低落を防止せんとするものである。したがつて軍票は圓札とその目的を異にし、いはば別個のものであつて、現在に於ても兩者の自由交換は原則として認められてゐない。

しかしながら、この經濟的通貨でなく、軍の強制通貨たる軍票に經濟的流通性を與ふる必要があれば、法幣決済は原則であるから、軍票を以て購入し得る商品を別に規定すればよい。或は額を限つて法幣との兌換を認めてもよからう。廣東に於て軍が軍票一〇〇に對し毫幣一八〇、法幣一三〇の指定相場を定めた如くである。それにして現在、軍票を以て無制限に物資を購入し得るわけではないから、法幣との兌換の途を拓くことによつて、寧ろその流通性は昂まるであらう。

(四) 外貨決済の場合、金圓の對英爲替は一志二片であり、八片の法幣に換算すれば一元七五となり、したがつて圓貨決済の場合に比し邦品の支那市場に於ける價格を高むることとなつて、第三國品を排除してまで多量の物資を輸出し得ないといふ。

現在に於ては、わが輸出品は上海市中浮動の圓貨決済に由つて不當の利得を得てゐるのであるが、今後はそれ

が不可になることはたしかである。しかしながら少量の商品によつて得る高率の利得は、多量の輸出による低率の利益に比し、決して多いとは斷じ得ず、しかも多量の邦品供給が支那民心の收攬に資するところは絶大である。

加ふるに、現に一志二片で第三國市場に於て、第三國品と競争して進出してゐる邦品が、支那市場でのみ敗退せねばならぬ道理はない。尤も圓貨決済の場合に比して邦品の支那市場に於ける價格は高まるから、支那民衆の購買力不足が邦品の進出を阻礙する恐れなしとはしない。しかしそれは支那品の對外輸出、支那經濟の開發振興等新秩序經濟工作の進展に伴ひ、自然民衆の購買力がつくことによつて解消するであらう。

さはいへしかし、現在輸出制限のため、將來緩和供給せらるべき種類の邦品は、市場にあらはれてゐないのであつて、この點からすれば右様の反對論は決して正常なる認識に出發せるものとはいひ難いとおもはれる。

(五) 外貨決済として法幣を利用する場合、中支へ輸出せられた邦品が積替へられて第三國へ再輸出され第三國に於ける邦品市場を攪亂するといふ。

現在に於てこそ上海に於ける圓札の低落を濫用し、邦品を上海經由第三國へ再輸出して一種の邦品ダンピングを行ひ、しかもかくの如くにして得た外貨を利用して下落せる圓札を購入し、これを以て再び邦品を上海へ輸入して不當の利得を收得するものが多いのである。若し特殊邦人居留地帯等を除き、彼我の取引はすべて圓貨決済を禁止し、外貨を以て決済せしむることとすれば、當然かゝる變態行爲は或る程度阻止せられ得る。

尤も爲替管理の網を潜つて八片建で輸出するならば、それは續行し得るが、このことは爲替管理の峻厳なる實

情に照し、實際上不可能に近い。

また市中浮動の圓札を悪用して右の行爲を續行することも考へられるが、前述の如く、浮動圓札は少額に過ぎない上に、外貨決済強要の齎らす必然の成行として圓札は騰貴し、ひいてこの種行爲の續行は困難となる。

而して現在上海商工會議所が實施しつつある現地消費の證明書發給も、かくて事實上不要となるであらう。

(六) 輸出制限緩和の場合、わが國內の物資を一層減少せしめ、ひいて悪性インフレーションの顯現を助長するといふ。

外貨獲得が條件となり、對中南支輸出は積極的の外貨取得であるから、それだけわが輸入力は增強され、現存に比し多量の外貨拂原料の輸入が可能となり、その原料を製品化して輸出すればさらに外貨が入手出来るのである。したがつて國內一般消費物資の減量を招き、インフレーションを助長するといふのは全くの杞憂に過ぎない。

(七) 新政府管下の地區の背後が直ちに蔣政府管下の區域であるため、法幣が國內に流通強化せらるれば、蔣政府は新政府管下の地帯の民衆からも徵稅して法幣を集積、利用し得るといふ。

未だ占據地が點線の域を脱せず、面積の域に達せざる現状よりすれば、それは決して絶無ではあり得ない。しかし關稅は陸境關稅を殘すのみとなり、鹽稅は主要鹽場が殆んど占據せられ、統稅亦た荷動きの中心地帯がわが軍の管下にあるので、歳入總額の七割五分に達するこれ等三大間接稅は、大部分新秩序建設への貢獻となるわけである。したがつて殘餘の徵稅は殆んど問題とするに足りない。

(八) 法幣が主として流通するに於ては、奥地物資の買付のため、法幣はその地に入り、結局蔣の武器購入能

力を増強するといふ。

宣撫工作のために支那土産品の第三國輸出を圖ることは緊急の要務である。しかし土産品輸出はその目的による限り、必らずしも積極的に蔣政權支配區域にまで侵入してこれを行ふ要はない。加ふるに、かくして買出された物資はわが國の所要資材となるか、或は第三國の外貨に化し得るのである。

(九) 輸出制限を緩和すればそれは結局奧地非占領地帯に轉入する惧れがあるといふ。

その惧れはなしとしない。たゞその場合、奧地の法幣はそれに伴つて回收される。しかも奧地民衆の生活を豊富にし、蔣の抗戦力を培養するまでに多量に奧地轉入の貨物があり得るとはおもはれない。

(十) 法幣をわが手持とすれば、蔣が現在のデフレーション政策を捨て、インフレーション政策を採ることによつて、忽ちわが國の損失を招くといふ。

インフレーションの發生は蔣政府の特に怖るゝところである。法幣の價值を崩壊せしむることは結局自滅であるとともに、それはまた英國としても蔣に許し得るところではない。しかもわが手中に收めた法幣は漸次外貨に換へられ、法幣そのものゝ貌に於て手持するものではないのである。かくの如きは杞憂にあらざれば、法幣を外貨取得の仲介とするに過ぎざることの誤解にもとづくものといふべきである。

(十一) 中南支輸出制限緩和の結果、制限品目の供給は北支より中南支に豊富となるであらうから、中南支より北支へ轉送され、金圓賣り法幣買ひが起り、前者の低落、後者の騰貴となるといふ。

北支に於ては去る三月以來爲替の聯銀集中政策を實施し、(イ)輸出爲替の公定相場一志二片、(ロ)中南支貿易

は第三國扱、(ハ)第三國輸出爲替は聯銀に集中、(ニ)輸入は輸出金額の範圍内とすることゝなつた。したがつて密輸入にあらざる限り、中南支より北支への轉送は外貨拂となつて、日本より直接北支向輸出の場合と爲替上異なるところなきに至る。それにも拘らず、若しなほ不安ありとすれば、北支の貿易統制を一層強化すれば足ることである。

(十二) 外貨決済を強要するについては、もとより左の場合は例外を認めねばならぬ。それまでを外貨決済とすることは無意味だからである。即ち、

イ、軍需關係物資の輸出

ロ、開發資材の輸出

ハ、邦人居留地に於て消費せらるゝ日用雜貨並に食料品の輸出

五 結 語

種々の論難があるにしても、法幣逆用は決して中南支拋棄ではなく、逆用することによつて漸次法幣のバックをなす外貨を新政府の手に回収し、以て新幣制の基礎確立に資するとともに、法幣をして對外的に崩壊せしむる手段となるのである。さきに述べた新政府の徵稅、輸出等による法幣の外貨買蓄積と相俟つて、中南支貿易上の法幣逆用はかくしてまさしく極めて論理的であるといはねばならぬ。

唐突に新銀行を設立し、新紙幣を發行するにしても、その紙幣が對外的に貿易決済用として外貨に兌換せられ

對內的に民衆の信頼を得るものでなかつたならば、容易に效を奏し得ないことは瞭らかである。北支に於て聯銀券工作が着々進められつゝあるが、しかしそれは圓にリンクすることによつて一志二片の相場であり、ひいて法幣の八片に對しては七割五分の對外價值暴騰を意味し、ために輸出爲替の自然的集中が強制によらざる限り、不可能となるものであつたことは否み難い。

法幣が極めて強靱であり、これに代る新通貨が、當然外貨兌換の途を保有せねばならぬとするならば、法幣を利用して新通貨發行準備の外貨を蓄積し、貿易通貨であると同時に國內通貨たり得る有力なる新通貨を發行せねばならぬ。而してそれは、中南支に現實に流通する通貨即ち法幣の對外價值を基準とすべきはここに敢て贅言を要しなす。

法幣逆用は斷じて中南支拋棄ではない。當局の措置の速かなるを望むとともに、識者の再考を促すや切である。(一四・四・三稿)